

議案第44号

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例（平成5年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第7条第2項及び第9条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第12条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「11万6,600円」を「11万8,750円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

主な内容

1 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約での選挙運動用自動車に係る市費負担限度額の改正（第5条関係）

(1) 自動車借り入れ契約

[現 行]	[改正後]
1日 15,800円	→ 16,100円

(2) 燃料の供給に関する契約

[現 行]	[改正後]
1日 7,560円	→ 7,700円

2 ビラの作成に係る市費負担限度額の改正（第7条及び第9条関係）

[現 行]	[改正後]
1枚当たり 7円51銭	→ 7円73銭

3 揭示場用ポスター作成に係る市費負担限度額の改正（第12条関係）

(1) 印刷単価

[現 行]	[改正後]
1枚当たり 525円6銭	→ 541円31銭

(2) 企画費

[現 行]	[改正後]
116,600円	→ 118,750円

4 施行期日

公布の日

議案第45号

境港市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

境港市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

境港市消防団員等公務災害補償条例（平成16年境港市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

主 な 内 容

1 年金担保貸付制度の廃止に伴う改正（第3条第2項関係）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、日本政策金融公庫等が貸付けを行う年金担保貸付制度の廃止により、消防団員等に係る傷病補償年金等の受給権を担保に供することができる規定を削除する。

2 施行期日

公布の日

議案第46号

重要な公の施設の指定に関する条例の一部を改正する条例制定について

重要な公の施設の指定に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

境港市長 伊達憲太郎

重要な公の施設の指定に関する条例の一部を改正する条例

重要な公の施設の指定に関する条例（昭和39年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

- (14) 市民図書館
- (15) 交流センター

附 則

この条例は、令和4年7月10日から施行する。

(参考)

主な内容

1 市民交流センター新築に伴う改正

重要な公の施設に市民図書館及び交流センターを追加する。

2 施行期日

令和4年7月10日

議案第47号

パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
制定について

パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり
制定する。

令和4年6月7日提出

境港市長 伊達憲太郎

パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条中「男性職員の」を「職員の」に改める。

第13条第1項中「親族」を「親族等（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者を含む。）」に、「亡夫、亡妻」を「亡配偶者等（第16条第3項に規定する配偶者等をいう。）」に改める。

第14条中「結婚に際し」を「結婚（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情を有することとなるときを含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係を有することとなるときに際し」に改める。

第16条第3項中「妻（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）」を「配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。以下同じ。）」に改める。

第16条の2見出し中「男性職員の」を「職員の」に改め、同条中「妻」を「配偶者等」に改める。

第16条の4中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第20条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を「配偶者等」に、「配偶者の」を「、配偶者等の」に改める。

別表第2中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「配偶者等」に、「配偶者」を「配偶者等」に、「亡夫、亡妻」を「亡配偶者等」に改める。

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号を次のように改める。

(1) 配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。以下同じ。）

第10条第3項、第10条の2第3項第3号及び第4号、第11条第1項第2号並びに第11条の3第1項から第3項までの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

(境港市行政手続条例の一部改正)

第3条 境港市行政手続条例（平成8年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。）」に改める。

(境港市営住宅条例の一部改正)

第4条 境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が入居者の親族等（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

第6条第4号及び第5号中「同居しようとする親族」を「同居しようとする者」に改める。

第9条第1項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第12条第1項中「同居した親族」を「同居した者」に、「同居親族」を「同居者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次に掲げる全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第11条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 収入が第6条第2号に規定する金額を超えないこと。

(3) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

(4) 同居させようとする者が入居者の親族等であること。

第12条に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族等以外の者を同居させることが必要であると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、第1項の承認をすることができる。

第13条第2項を次のように改める。

2 市長は、次に掲げる全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 公営住宅法施行規則第12条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 収入が第6条第2号に規定する金額を超えないこと。

(3) 入居者の配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係

と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。) 又は第9条第4項に掲げる者であること。

(4) 暴力団員でないこと。

第13条第3項中「(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号))」を「(公営住宅法施行規則)」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前条第3項の規定は、前項に規定する承認について準用する。

第39条第1項第5号中「第3項」を「第4項」に改める。

第40条第2項第1号中「同居親族」を「同居親族等」に、「親族がある者」を「親族等がある者」に改め、同項第2号中「同居親族」を「同居親族等」に改め、同条第4項中「同居の親族」を「同居の親族等」に改める。

第41条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

別表第1中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

(境港市営墓地条例の一部改正)

第5条 境港市営墓地条例(平成26年境港市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、前2号に掲げる者の配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は性別が同一であつて婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。以下同じ。)

第13条第1項中「、その使用者の相続人又は親族等で祖先の祭祀を主宰すべき者」を「、次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 使用者の相続人

(2) 使用者の親族等で祖先の祭祀を主宰すべき者

(3) 前2号に掲げる者のほか、使用者の配偶者等

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

主 な 内 容

1 パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う所要の整備

パートナーシップ宣誓制度により宣誓をした者（以下「パートナー」という。）を配偶者又は親族と同様の取り扱いができるよう関係条例の整備を行うもの。

（1）境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第1条関係）

服喪及び法要休暇、結婚休暇、出産休暇、職員の育児参加のための休暇、子の看護のための休暇、介護休暇並びに介護時間休暇の対象にパートナー及びその子等を追加する。

（2）境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の対象にパートナー及びその住居を追加する。

（3）境港市行政手続条例の一部改正（第3条関係）

聴聞の主宰することができない者に聴聞の当事者等のパートナーを追加する。

（4）境港市営住宅条例の一部改正（第4条関係）

市営住宅の入居、同居及び承継の対象者にパートナー及び病気その他特別の事情により同居する必要がある者を追加する。

（5）境港市営墓地条例の一部改正（第5条関係）

市営墓地の使用及び継承の対象者にパートナーを追加する。

2 施行期日

令和4年7月1日

議案第48号

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第3条第1項中「2年を経過する日」を「3年を経過する日」に、「第2条第1号」を「第2条第3号」に改め、同条第2項中「2年を経過する日」を「3年を経過する日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に計画認定（新条例第2条第3号に規定する計画認定をいう。）を受けた認定事業者（同号に規定する認定事業者をいう。）についても適用する。

(経過措置)

2 新条例第3条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される特定業務施設（新条例第2条第2号に規定する特定業務施設をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特定業務施設については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長等（第2条及び第3条関係）

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が改正され、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に対し、地方公共団体が地方税の課税免除及び不均一課税を行った場合の地方交付税による減収補填措置が延長されたことから、次の事項に係る改正を行う。

（1）地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和6年3月31日まで延長

（2）整備計画の認定から特定業務施設を供用開始するまでの期間を3年に延長

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から施行の日の前日までの間に、整備計画の認定を受けた認定事業者についても適用する。

議案第49号

水木しげる記念館条例の一部を改正する条例制定について

水木しげる記念館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

境港市長 伊達憲太郎

水木しげる記念館条例の一部を改正する条例

水木しげる記念館条例（平成14年境港市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第11条を第16条とし、第10条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理に当たっての読み替え）

第15条 第3条の場合にあっては、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第9条を第13条とする。

第8条第5項中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第12条とする。

第7条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用料金）

第10条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、入館者は、指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第1に定める入館料等の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（利用料金の減免及び還付）

第11条 指定管理者は、前条の利用料金の減免又は還付をすることができる。

- 2 前項の減免又は還付は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従って行うものとする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条見出し中「入館料及び設備使用料」を「入館料等」に、同条中「記念館の入館料及び設備使用料（以下「入館料等」という。）」を「入館料等」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「水木しげる記念館（以下「記念館」という。）」を「記念館」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、水木しげる記念館（以下「記念館」という。）に係る次の各号に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 記念館の入館料及び設備使用料（以下「入館料等」という。）の徴収に関する業務

- (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 水木しげる氏の作品、妖怪文化に関する民俗資料並びに漫画及びアニメーションに関する文献、複製等の資料の収集、保管及び展示に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営に関する業務（市長のみの権限に属する事務を除く。）

（指定管理者の管理の期間）

第4条 前条の指定の期間は、5年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 前項の指定の期間は、市長が特別に必要があると認めるときは、変更することができる。

別表第1中「第4条関係」を「第6条関係」に改める。

別表第2中「第8条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

主な内容

1 指定管理者による管理に関する規定の整備

水木しげる記念館の管理を指定管理者に行わせることを可能とする規定を整備する。

2 施行期日

公布の日